

在外公館名称位置給与法*改正案の概要

(*在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律)

◎改正の趣旨

共働き職員・女性職員の増加等に伴い、在外職員の家族構成や赴任形態が多様化していることを踏まえ、各家庭の家族構成等の実態に応じた手当の支給を行うために、在勤手当の見直し等を行う。

1 配偶者手当の見直し

- 「同行子女手当」の新設に伴い、支給割合を在勤基本手当の20%から13%に変更する。
(※これまで配偶者のほか、子女の同伴に係る追加的経費についても、配偶者手当に含まれるとする整理であった)

2 同行子女手当の新設

- 在外職員に同行する家族の構成に応じて手当を支給するべく、18歳未満の子女等を対象とした「同行子女手当」を新設する。
➤ 支給割合は、同行子女一人当たり在勤基本手当の8%とする。

3 在外単身赴任手当の新設

- 単身赴任者の増加を踏まえ、在外職員向けの「在外単身赴任手当」を新設する。
➤ 支給額は、月額6万5千円とする。

4 国内の留守宅に係る住居手当の支給

- 単身赴任に伴う二重生活の経費の負担を軽減する観点から、一般職給与法で定める単身赴任者の留守宅に係る住居手当を新たに在外職員に適用する(月額上限1万4千円)。

5 その他

- 子女教育手当の幼稚園就学に係る加算限度額を月額上限5万1千円から9万3千円に引上げ。
➤ 半数以上の職員が限度額の超過分を自己負担している状況を踏まえ、限度額を引き上げる。
- 在勤基本手当の基準額の改定。
➤ 為替相場及び物価の変動等を反映し、在外職員の生活実態に合わせるため、在勤基本手当の基準額を改定する。
- 在ラトビア日本国大使館の位置の地名の改正(「リガ」を「リーガ」に変更)。

6 施行日等

- 令和8年度予算関連法案であり、日切れ扱い。
➤ 令和8年4月1日施行予定。

